

招集期日	令和8年3月18日(水)		会議の場所	301会議室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻	午後3時25分	開会者	教育長
	閉会の時刻	午後4時20分	閉会者	教育長
委員出席状況				
氏名	摘要	氏名	摘要	
川島規行教育長	出席	田村和代委員	出席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出席	太田澄子委員	出席	
駒澤幸浩委員	出席			
議事参与者及び 説明のための出席者	高野学校教育部長	新井生涯学習部長	米花教育総務課長	柿沼学校教育課長
	田口学校給食センター所長	渡邊生涯学習課長	根岸スポーツ振興課長	
書記名	教育総務課総務係 平川			傍聴人 なし
会議事件名	て ん 末			
開会 日程第1 前回会議録の承認	教育総務課長	本日、傍聴人はない。		
	教育長	3月定例教育委員会を開会		
	教育長	教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で報告事項1は非公開情報のため、非公開としてよろしいか。		
		異議なしの声あり		
	教育長	報告事項1を非公開とする。		
	教育長	2月定例教育委員会及び令和8年第1回臨時教育委員会の会議録について諮った。		
		異議なしの声あり		

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第2 報告事項1 令和7年度羽生市学 力アップテスト結果 について</p> <p>報告事項2 羽生市PTA連合会家 庭教育研修会の結果 について</p> <p>報告事項3 令和7年度羽生市人 権教育指導者研修会 の結果について</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>前回は、承認された旨宣した。</p> <p>報告事項1については、会議を非公開とする。</p> <p>(会議非公開)</p> <p>報告事項2から4について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>本研修会について、趣旨、主催、後援は、資料に記載のとおりである。演題は「子どものこころを育てるには？」であり、講師は開善塾教育相談研究所の所長である藤崎育子先生にお願いした。研修方法は、事前に撮影した講演動画をYouTubeにて配信し、PTA 会員が各家庭などで視聴するという方法とし、配信期間は、令和8年2月1日(日)から2月15日(日)までとした。対象者は市内の各小・中学校PTA 会員であり、動画視聴回数は372回であった。藤崎先生には令和4年度にもお願いした実績がある。今回は羽生東小にて先生の講演があったことがきっかけとなり、今回の研修を依頼した。また、広く視聴していただくために校長会で周知を行った。今後も講演内容を広く視聴していただけるよう工夫していこうと考えている。</p> <p>本研修会の期日、会場、内容は、資料に記載のとおりである。オンラインでの受講はYouTubeにて受講者限定で公開した。申込者数は103名、修了人数は86名で、修了者割合は83.5%であった。受講方法を講座ごとに選択できることについて、多くの方から支持をいただいた。今後も受講者のニーズに柔軟に対応しながら、多くの方に受講していただけるよう工夫し、継続して実施していく。併せて、アンケート結果を踏まえて次年度の研修内容を検討し、引き続き、幅広く市民に対する人権教育の推進に努めていく。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項4 令和7年度公民館利用団体人権教育講座の結果について</p>	生涯学習課長	<p>本年度の受講対象者は、川俣公民館、三田ヶ谷公民館、須影公民館の利用団体であり、日程及び内容は資料に記載のとおりである。川俣公民館と三田ヶ谷公民館は、高齢者大学と併催で行った。須影公民館には15団体が参加し、延べ113名が参加した。二日間の講座を開催する中で、障がい者の人権、ヤングケアラー、部落差別など、様々な人権課題について理解を深めるとともに、人権の大切さを再認識することができた。公民館と連携し、人権について学ぶ機会の提供に努めていく。</p>
<p>報告事項5 第17回羽生市郷土芸能発表会の結果について</p>	教育長	<p>報告事項5から7について、生涯学習部長から説明を求めた。</p>
<p>報告事項6 宝蔵寺沼ムジナモ自生地国天然記念物指定60周年事業の実施について</p>	生涯学習部長	<p>本発表会は文化振興の一環として、獅子舞や万作、お囃子、太鼓、民謡などの郷土芸能の発表の場として設けたものであったが、令和8年2月8日(日)当日の降雪状況を鑑み、来場者及び出演者の安全を最優先として、中止の判断をした。なお、中止決定後は、来賓や出演者、関係者への連絡及びSNS等の随時更新を行うことにより、特段のトラブルや問い合わせはなかった。</p> <p>本事業は、昭和41年に三田ヶ谷の宝蔵寺沼が、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されてから60年の節目を迎えることを記念し、各種事業を実施するものである。事業内容は、大きく三つある。一つ目が、宝蔵寺沼ムジナモ自生地植物観察会である。宝蔵寺沼では、ムジナモ以外にも様々な希少植物が自生しており、これらの植物について専門家が解説するという企画である。令和8年4月29日(水・祝)に、定員20名で行うものである。二つ目は、宝蔵寺沼ムジナモ自生地保全体験講座である。自生地内で繁茂し、在来植物の生育を阻害する恐れのある外来植物の駆除作業を通し、生物多様性の大切さ等を学び、ムジナモの保護について理解を深めるイベントである。令和8年5月17日(日)に、定員20名で行うものである。三つ目は、郷土資料館にて、企画展「羽生のムジナモとその自生地―野生復帰に至るまで―」と題し、行うものである。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項7 令和7年度蔵書点検の結果について</p>	<p>生涯学習部長</p>	<p>展示期間は、令和8年7月11日（土）から9月27日（日）を予定している。</p> <p>図書館で所蔵している書籍や CD 等の資料の所在等を明らかにするために行うものである。令和8年1月4日（日）から2月1日（日）まで行った。作業内容は、資料の現況と所蔵台帳を突合することにより、所在不明の資料等を明らかにしたものである。結果として、今回は、約18万5000点ある資料のうち41点が、不明であった。原因としては、推測にはなるが、無断持ち出しが主なものかと思われるが、いつの間にか返却されることにより、不明数が減ってくる傾向がある。令和7年度は41点、令和6年度は18点、令和5年度は24点、令和4年度は27点が不明であった。3年が経過すると、削除対象となり、データから削除処理を行う。現在の不明合計は、この4年分を合わせると、110点が不明となっている。令和4年度から令和6年度までの不明資料についても、この1年以内に返却が数冊あり、減ってはいるが、なかなか0にはならないという状況である。</p>
<p>報告事項8 その他</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>その他の報告を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>報告事項2から7までに関して、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>報告事項については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項1について、教育総務課長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第3</p> <p>協議事項1</p> <p>令和8年度羽生市教育委員会グランドデザイン（案）及び教育行政重点施策（案）について</p> <p>協議事項2</p> <p>羽生市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示</p>	<p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>グランドデザインについては、先ほどの第2回羽生市総合教育会議において協議をいただいているため、説明は省略する。</p> <p>協議事項1について、意見・質問を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>協議事項1については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項1については、承認された旨宣した。</p> <p>協議事項2について、教育総務課長から説明を求めた。</p> <p>電子申請サービスの利用等のオンライン手続の推進及び業務の簡略化、効率化を図るため、本市において公印の押印の取扱いが統一的に変更となることから、対象となる例規について、様式にある押印の箇所を削るものである。公印の押印の考え方を資料に記載している。公印の押印が省略できる文書は、補助金の交付決定通知書、公の施設の使用許可書等が挙げられている。これらの文書については、公印を押さずに省略することとなる。なお、施行日は令和8年4月1日である。</p> <p>協議事項2について、意見・質問を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>協議事項2については、よろしいか。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項3 羽生市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱</p>	教育長	<p>異議なしの声あり</p> <p>協議事項2については、承認された旨宣した。</p>
	教育長	<p>協議事項3について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
	教育総務課長	<p>令和7年11月から予定されていた新たな総合行政システムに対応するため、令和7年9月に、定例教育委員会に諮り、所要の整理を行う改正を行っていたが、新システムの稼働が当分の間延期となったことから、元に戻す改正を行うものである。また、併せて、公印の押印の見直しに伴い、様式にある押印箇所を削る外、所要の整理を行うものである。なお、施行日は令和8年4月1日である。</p>
	教育長	<p>協議事項3について、意見・質問を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>協議事項3については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>協議事項3については、承認された旨宣した。</p>
	教育長	<p>協議事項4について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	<p>協議事項4 羽生市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置</p>	学校教育課長

会議事件名	て ん 末	
実施計画の策定について	教育長	協議事項4について、意見・質問を求めた。 特になし
	教育長	協議事項4については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	協議事項4については、承認された旨宣した。
	教育長	協議事項5について、生涯学習課長から説明を求めた。
協議事項5 羽生市産業文化ホールの指定管理者候補者の選定について	生涯学習課長	令和3年度に現在の指定管理者を選定し、令和8年度で5年目となるため、令和9年4月1日からの指定管理者候補者を選定するものである。指定期間は、令和9年度から令和13年度の5年間である。審査・選定方法は、羽生市産業文化ホール指定管理者選定委員会において、第1次審査として資格要件及び候補書類の審査、第2次審査としてプレゼンテーション審査を行う。指定管理者の業務は、施設の利用に関する業務、施設の運営に関する業務、施設等の維持管理に関する業務、事業の実施に関する業務、羽生市文化ホール友の会事務局業務の5項目である。利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入とする。現在との主な変更点は、大幅な価格変動に伴う光熱水費及び燃料費は、協議の上で精算できることとする。現在、電気料は不足分を算出し、市と企業で2分の1を相互に負担している状況である。水道料金は、水道料金の改定があったため、負担分は全額市で負担している状況である。エレベーター設備の保守契約は、現在、市と業者で契約しているが、指定管理者に変更したいと考えている。大ホール及び小ホールの舞台照明設備は、これまで大規模改修工事を実施しておらず、42年以上経過していることから、今後ホールの使用が不可能となる場合が考えられる。そのため、資料に記載のアからエの内容で協定書を取り交わし、トラブルを未然に防止する内容であ

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第4 議案第7号 羽生市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則</p>		<p>る。エレベーター設備に関する注意事項について、現在、部品供給が既に終了しており、故障時は保守契約を終了し、使用を中止したいと考えている。なお、エレベーター設備の更新時期は現在のところ未定である。令和8年度の指定管理者候補者の選定スケジュールの主な内容は、3月定例教育委員会の協議に始まり、4月の経営会議での審議、6月中に募集要項の配布及び現場説明会、7月定例教育委員会での指定管理者選定委員会の委員決定、同選定委員会へ諮問した後、8月、9月に行われる選定委員会での審査を経て、10月定例教育委員会での候補者の選定の議決を行う。その後、市長及び経営会議にて報告した後、12月定例市議会へ議案を提出し、可決後、市ホームページにて公表及び指定管理者の指定通知、3月には協定書を締結する予定となっている。</p>
	教育長	<p>協議事項5について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>協議事項5については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>協議事項5は、承認された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第7号について、教育総務課長から説明を求めた。</p> <p>教育総務課に新たに学校再編成係を設置し、所掌する事務を規定するため、所要の整備を行うものである。なお、施行日は令和8年4月1日である。</p> <p>議案第7号について、質問・意見を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第8号 羽生市教育委員会文 書管理規則の一部を 改正する規則	教育長	特になし 議案第7号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第7号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第8号について、教育総務課長から説明を求めた。
	教育総務課長	電子申請サービスの利用等のオンライン手続きの推進及び業務の簡略化・効率化を図るため、本市において公印の押印の取扱いが統一的に変更となることから、所要の整理を行うものである。主な改正は、第12条、電子文書の受信及び収受について、従来、電子文書は紙で印刷してから保存することが前提となっていたが、起案が必要なものを除き、電子での保管を可能とするよう規定をしている。第24条、公印の押印については、公印が必要となる文書を列記し、これ以外の文書は全て押印を省略することで規定を改正しているところである。施行日は令和8年4月1日である。
	教育長	議案第8号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第8号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第8号は、可決された旨宣した。

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第11号 令和8年度羽生市学校運営協議会設置校の指定について</p>	教育長	議案第10号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第11号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	市内小・中学校12校を羽生市学校運営協議会設置校に指定することについて、議決を求めるものである。学校運営協議会は、平成30年度から全小学校、令和2年度から中学校を含めた市内全小・中学校に設置されている。指定の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。
	教育長	<p>議案第11号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第11号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	議案第11号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第12号について、学校教育課長から説明を求めた。
	<p>議案第12号 羽生市立学校職員旧姓使用取扱規程</p>	学校教育課長
教育長		<p>議案第12号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第13号 羽生市立学校職員服 務規程の一部を改正 する規程</p> <p>議案第14号 令和8年度羽生市教 育研修センター所長 の任命について</p>	教育長	議案第12号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第12号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第13号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	法令改正により、教職員の部分休業の取得方法の拡充に伴い、各様式について変更するものである。
	教育長	議案第13号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第13号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第13号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第14号について、学校教育課長から説明を求めた。
	学校教育課長	島村明義氏を羽生市教育センター所長に再任することについて議決を求めるものである。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。
	教育長	議案第14号について、質問・意見を求めた。

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第15号 令和8年度羽生市スクールソーシャルワーカーの任命について</p> <p>議案第16号 令和8年度羽生市国際化推進員の任命に</p>	教育長	<p>特になし</p> <p>議案第14号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第14号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第15号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	学校教育課長	<p>小峯由起子氏と寺井進一郎氏を引き続き、羽生市スクールソーシャルワーカー（教育相談員）に再任することについて、議決を求めるものである。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第15号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第15号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第15号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第16号について、学校教育課長から説明を求めた。</p>
	学校教育課長	<p>アレキサンダーA. ワンダッグ ジュニア氏を羽生市国際化推進委員に再任することについて、議決を求めるものである。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>について</p> <p>議案第17号 令和8年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>議案第16号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>議案第16号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>議案第16号は、可決された旨宣した。</p> <p>議案第17号について、学校教育課長から説明を求めた。</p> <p>羽生市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する要綱第2条の規定により、別添のとおり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、議決を求めるものである。なお、名簿については、それぞれの代表者よりいただいた意見に基づき作成したものである。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p> <p>議案第17号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p> <p>議案第17号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>議案第17号は、可決された旨宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第18号 羽生市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則</p>	教育長	<p>議案第18号について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p>
	学校給食センター所長	<p>国の方針である、学校給食費の抜本的な負担軽減により、自治体へ支援される学校給食費負担軽減交付金（児童一人当たり月額5,200円）を活用し、小学校の給食費を令和8年度から当分の間無償とするため、小学校の給食費月額4,100円を月額0円に改正するものである。施行日は令和8年4月1日である。</p>
	教育長	<p>議案第18号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第18号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第18号は、可決された旨宣した。</p>
<p>議案第19号 令和8年度羽生市公民館長の任命について</p>	生涯学習課長	<p>議案第19号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>本件は、社会教育法第28条の規定により、名簿のとおり市内9公民館の館長を任命することについて議決を求めるものである。9名は再任であり、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第19号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第20号 令和8年度社会教育 指導員の任命につ いて</p> <p>議案第21号 令和8年度羽生市集 会所指導員の任命に ついて</p>	教育長	<p>議案第19号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第19号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第20号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>社会教育指導員設置規則第4条の規定により、名簿のとおり1名の社会教育指導員を任命することについて、議決を求めるものである。早川潔氏は再任であり、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第20号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第20号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第20号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第21号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p> <p>羽生市集会所指導員設置規則第4条の規定により、名簿のとおり1名の集会所指導員を任命することについて、議決を求めるものである。島田和晴氏は再任であり、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第22号 羽生市スポーツ推進委員の委嘱について	教育長	議案第21号について、質問・意見を求めた。
		特になし
	教育長	議案第21号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第21号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第22号について、スポーツ振興課長から説明を求めた。
	スポーツ振興課長	スポーツ基本法第32条第1項の規定により、資料に記載の名簿のとおり、スポーツ推進委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。市内各地区の推薦が18名、小学校体育連盟及び中学校体育連盟からの推薦委員が2名、市教育委員会推薦が13名である。うち8名が新任となる。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。
	教育長	議案第22号について、質問・意見を求めた。
駒澤委員	所属団体の地区で羽生地区が少なく感じるが、理由があれば教えていただきたい。	
スポーツ振興課長	羽生地区の方は、市教育委員会推薦を含めると、5名の方がスポーツ推進委員になっていただく予定であるため、他の地区と比べても少ないということではないと認識している。市内9地区あるため、本来であれば9地区均等にスポーツ推進委員になっていただく方が良いと思うが、市内一部地区の体育振興会の解散の事情もあり、均等に委員をお願いすることが難しい現状がある。	
駒澤委員	各地区均等に委員になっていただいた方が、スポーツ推進委	

会議事件名	て ん 末	
議案第23号 羽生市スポーツ推進委員の委嘱について		員が何を行っているのか、市教育委員会がどう考えるか等、情報の伝達を考えると、均等性がとれた方が効果的になりそうだとということで意見した。
	教育長	議案第22号については、よろしいか。 異議なしの声あり
	教育長	議案第22号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第23号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に規定する、委員に対する事件であるため、田村委員の退席を求めた。 (田村委員 退出)
	教育長	議案第23号について、スポーツ振興課長から説明を求めた。
	スポーツ振興課長	議案第22号同様、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、資料に記載されている名簿のとおり、スポーツ推進委員を委嘱するものである。任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。
	教育長	議案第23号について、質問・意見を求めた。 特になし
	教育長	議案第23号については、よろしいか。 異議なしの声あり

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第24号 令和8年度羽生市立 郷土資料館調査員の 任命について</p>	教育長	議案第23号は、可決された旨宣した。
	教育長	<p>田村委員の入室を求めた。</p> <p>(田村委員 入室)</p>
	教育長	議案第24号について、生涯学習部長から説明を求めた。
	生涯学習部長	<p>羽生市立郷土資料館調査員設置要綱第2条の規定により、名簿のとおり調査員を任命することについて、議決を求めるものである。なお、宝満久子氏は再任である。現在も調査員として15年間ご尽力いただいております、長年の豊富な経験と知識を生かして、引き続きご活躍いただきたいと考えている。</p>
	教育長	<p>議案第24号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第24号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	議案第24号は、可決された旨宣した。
	教育長	次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。
	教育総務課長	<p>第2回臨時教育委員会を3月25日(水)午後1時30分から、教育委員室にて開催する。また、4月定例教育委員会を4月23日(木)午後1時30分から、教育委員室にて開催する。</p>

会議事件名	て ん 末	
閉 会	教育長	<p>閉会を宣した。</p> <p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>